

平成27年度京都府認知症介護実践者等養成研修

平成27年度京都府認知症介護実践者等養成研修を別添の研修要項により、開催しますのでお知らせします。

本研修は、認知症高齢者が増加する中、京都府内（京都市域を除く。）の介護保険施設、居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所（介護予防を含む。）に所属する介護職員等の認知症介護技術の向上を図ることを目的にしておりますので、積極的に受講してください。

	研 修 名	開 催 予 定 時 期	備 考	
	認知症介護実践者研修	研修要項を参照	-	今回募集 第3回目については後日募集
	認知症介護実践リーダー研修		を修了後1年以上経過していることが必要	
	認知症対応型サービス事業開設者研修	平成27年11月	-	後日募集
	認知症対応型サービス事業管理者研修	平成28年1月	の修了が必要	
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	平成28年2月	の修了が必要	

受講に当たっての留意点

(1) 自施設実習について

当該研修につきましては、別添の研修要項のとおり、自施設における認知症ケアに係る実習があります。実習に当たっては、受講者個人だけではなく、職場内チームで認知症ケアの質の向上のための取り組みを行う必要があります。

申込上の留意点

- (1) 認知症介護実践者研修の第3回目については、平成27年9月頃に別途募集を行いますので、今回の募集は第1回目及び第2回目対象となります。
- (2) 地域密着型サービス事業所の指定及び代表者、管理者、計画作成担当者の変更の場合、又は の研修の修了が要件となるものがありますので、該当事業所（開設予定を含む。）は御留意ください。
【参考】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について
(平成18年3月31日付け 厚生労働省老計第0331006号、老振第0331006号、老老第0331019号通知)
- (3) 地域密着型サービス事業所（開設予定を含む。）については、所在地の市町村を通じてお申込みください。
- (4) 受講者の決定は、確定次第、各事業所あて郵送で通知（受講の非決定通知を含む。）します。研修の1週間前になっても通知が届かない場合は、速やかに下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

申込み・問合せ先

一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 事務局
電話(075)802-4642 , FAX(075)802-4699

京都市内の事業所は、京都市 長寿福祉課 (075)251-1106 にお問合せください。